

村上市地域生活交通ネットワーク計画・村上市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

村上市の公共交通機関は、広域交通としての鉄道や高速バス、合併前の旧市町村間を結ぶ地域連携（地域間）交通としての路線バス（廃止代替路線バス）、地域内交通としてのタクシーで構成されている。

これらの公共交通については、車を運転できない高齢者等を中心に、通院、買い物、通学など生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

また、山間部や海岸部などの一部地域では、交通手段そのものが確保されていなかったり、住民に不便を強いている状況にある。

加えて高齢化が進行していることから、市民の通院・買い物を中心とした生活に必要不可欠な移動手段を確保していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、公共交通空白地域、不便地域を解消する交通手段を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・公共交通利用者の利用頻度 18%を 40%以上とする。
- ・公共交通サービスの満足度 63%を 80%以上とする。
- ・路線バス 1 便あたりの輸送人員 3.3 人を 6 人以上とする。
- ・デマンド型タクシーの収支率は 40%以上とする。

(2) 事業の効果

バスによる新規路線の運行や、デマンド型タクシーを運行・維持することにより、地区内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続する路線バスやデマンド型タクシーを運行・維持することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 荒川地区内系統【デマンド型タクシー】

運行予定者	<p>坂町タクシー株式会社・藤観光タクシー株式会社 (理由) 当該路線の維持目的は、地区内住民の通院、買い物時の移動手段の確保であり、利用者は免許を持たない高齢者等が想定される。運行区域は、集落が点在し、集落内の道路状況も複雑であることから、安全で効率的な運送を行うためには、地域事情に精通した地元交通事業者が運行することが望ましいと考えられる。 地域事情に詳しい地元交通事業者が運行を担うことで、安全運行が確保され、利用者の安心感も得られるといった効果、及び事業の継続性、地元事業者の育成、地域経済の活性化の点から2社を選定することで、協議会において了承が得られたため。</p>
運行時間	<p>(往路) 午前7時～午前9時台 3便 (復路) 午前11時～午後2時 3便</p>
運行予定期間	平成23年10月3日運行開始(継続運行予定)
運行形態	区域運行(道路運送法施行規則第3条の3)
既存交通との接続	JR羽越線「坂町駅」への乗り入れ、高速バス乗り場と接続

(2) 馬下～板貝系統【路線バス】

運行予定者	<p>新潟交通観光バス株式会社 (理由) 当該路線の維持目的は、沿線住民の通院、買い物時の移動手段の確保であり、利用者は免許を持たない高齢者等が想定される。今回新規系統として運行する系統は、村上市街地から馬下までを運行する既存路線から延伸系統であり、利用者の利便性を考慮した場合、現在の運行事業者が運行することが望ましいと考えられ、協議会において了承が得られたため。</p>
運行時間	<p>(往路) 午後12時台 1便・午後3時台 1便 (復路) 午前7時台 1便・午後1時台 1便</p>
運行予定期間	平成23年10月3日運行開始(継続運行予定)
運行形態	路線定期運行(道路運送法施行規則第3条の3)
既存交通との接続	JR羽越線「桑川駅」への乗り入れ

(3) まちなか循環系統【路線バス】

運行予定者	新潟交通観光バス株式会社 (理由) 当該路線の維持目的は、市街地内住民の通院、買い物時の移動手段の確保と、他地区からの来訪者の利便性の向上が目的であり、利用者は免許を持たない高齢者等が想定される。 運行区域は、城下町特有の幅員の狭い道路がほとんどであることから、安全で効率的な運送を行うためには、地域事情に精通した乗合交通事業者が運行することが望ましいと考えられ、協議会において了承が得られたため。
運行時間	1時間おきに1便(所要時間:20分)
運行予定期間	平成23年10月3日運行開始(継続運行予定)
運行形態	路線定期運行(道路運送法施行規則第3条の3)
既存交通との接続	JR羽越線「村上駅」への乗り入れ、他系統の路線バスとの接続

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用等

荒川地区内系統	事業費用 7,560千円 事業収入 3,168千円 収支率 41.9% (1年間あたりの見込み)
馬下～板貝系統	事業費用 1,790千円 事業収入 360千円 収支率 20.1% (1年間あたりの見込み)
まちなか循環系統	事業費用 3,694千円 事業収入 960千円 収支率 25.9% (1年間あたりの見込み)

5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	村上市
人口	70,705人(平成17年国勢調査) ・人口集中地区:18,179人 ・人口集中地区以外:52,526人
(交通不便地域)	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域 対象地区:村上市全域 人口:70,705人 山村振興法に基づく振興山村に該当する地域 対象地区:村上地区・山北地区・朝日地区 人口:17,440人

6 . 利用者等の意見の反映

- ・ 公共交通利用実態調査：バス利用者・病院等施設利用者の意見、要望等の収集
- ・ 各地区区長会等への説明、住民懇談会の開催
- ・ 市ホームページへの掲載、市有施設での閲覧により意見公募を実施
- ・ 市内商工会議所、商工会等に対して個別にヒアリング調査
(村上市地域公共交通総合連携計画策定時に実施)

7 . 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県村上市地域振興局企画振興部地域振興課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社、新潟交通観光バス株式会社、村上市ハイヤー・タクシー協会、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所・羽越河川国道事務所、新潟県村上市地域振興局地域整備部計画調整課、村上市都市整備課、新潟県村上警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局・新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学准教授、村上商工会議所、岩船地域商工業振興協議会、各地区区長会代表、市内高等学校 PTA 代表、老人クラブ代表、村上市観光協会代表、新潟交通観光バス労働組合代表、村上市学校教育課・介護高齢課